

研究分野のキーワード：民法、法社会学、沖縄近代法史

研究紹介

ここでは私の最近の研究内容について紹介します。

もともと独立国であった琉球王国は、1872年(明治5年)の琉球藩設置と1879年(明治12年)の沖縄県設置という二段階を経て遂行された「琉球処分」によって、日本国の版図内に組み込まれました。そして「琉球処分」以降沖縄県にも日本国の法律(日本近代法)が施行されることになりましたが、沖縄県への日本近代法の施行(琉球・沖縄からみれば日本近代法の受容)は他府県と同様に一律に行われたわけではなく、日本国政府の政策目的の実現の手段として比較的早期に沖縄県に施行された場合(学校制度、警察制度、戸籍制度など)と、琉球王国時代以来の固有の制度や沖縄社会の実情を考慮して明治中期ないし大正期まで「旧慣」(琉球・沖縄の固有法)が「温存」された場合(裁判制度、土地制度、租税制度、地方制度など)とがありました。私は、近年、このような沖縄県における日本近代法の施行＝受容過程を解明するうえで沖縄県が戦前期に公布・発令した令達・令規の研究が不可欠であるとの考えから、それらのデータベース作成に向けた基礎的研究として戦前期沖縄県の令達・令規の収集・整理・検討をおこなっています。

ところで、沖縄県における日本近代法の施行＝受容過程が上に述べたような特質を有するために、明治以降に日本国政府が制定した中央法令の中には、沖縄県のための特例を定めた法令(たとえば、1898年〔明治31年〕勅令第352号「沖縄県間切島規程」、1899年〔明治32年〕法律第59号「沖縄県土地整理法」)や、沖縄県への適用除外を定めた法令(たとえば、1890年〔明治23年〕法律第103号「沖縄県ニ商法施行延期ノ件」、1898年〔明治31年〕法律第11号「民法施行法」第10条)が多数存在しています。しかし、これら戦前期沖縄県関係の中央法令の研究はいまだ十分になされていません。そこで、本年(2012年)から、あらたに、これら戦前期沖縄県関係の中央法令の研究の手始めとして、沖縄県における日本近代法の施行＝受容過程において重要な役割を果たしたと考えられる民法施行法第10条(それは「民法中不動産上ノ権利ニ関スル規定ハ当分ノ内之ヲ沖縄県ニ施行セス」と規定していました。)に焦点を当て、この沖縄条項の制定と削除の経緯を検討することを通じて、沖縄県における不動産法の施行＝受容過程とその法的・歴史的意味について考察することを目的とした研究を始めています。